

平成 28 年度和歌山県計画に関する 事後評価

令和 3 年 11 月
和歌山県

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

<input checked="" type="checkbox"/> 行った (実施状況) 【医療分】 <ul style="list-style-type: none">・平成 30 年 3 月 27 日 和歌山県医療審議会において報告 (平成 28 年度実施分)・平成 30 年 11 月 30 日 和歌山県医療審議会において報告 (平成 29 年度実施分)・令和元年 7 月 16 日 和歌山県医療審議会において報告 (平成 30 年度実施分)・令和 3 年 1 月 和歌山県医療審議会において報告 (令和元年度実施分)・令和 3 年 11 月 30 日 和歌山県医療審議会において報告 (令和 2 年度実施分) 【介護分】 <ul style="list-style-type: none">・平成 29 年 8 月 22 日 和歌山県介護職員確保対策支援協議会において報告 (平成 28 年度実施分)・平成 30 年 7 月 10 日 和歌山県介護職員確保対策支援協議会において報告 (平成 29 年度実施分)・令和元年 7 月 1 日 和歌山県介護職員確保対策支援協議会において報告 (平成 30 年度実施分) <input checked="" type="checkbox"/> 行わなかった (行わなかった場合、その理由) 【介護分】 <ul style="list-style-type: none">・次回の和歌山県介護職員確保対策支援協議会等において報告予定 (令和元年度実施分、令和 2 年度実施分)
--

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容 <ul style="list-style-type: none">・特になし
--

2. 目標の達成状況

平成28年度和歌山県計画に規定する目標を再掲し、令和2年度終了時における目標の達成状況について記載。

■ 和歌山県全体（目標と計画期間）

1. 目標

さらなる高齢者の増加に向け、急性期から回復期、慢性期、在宅医療及び介護にいたるまで、病状に応じた適切なサービスを確保する必要がある。

そのため、病床の機能分化・連携、病院を退院した患者が自宅や地域で必要な医療を受けられる在宅医療提供体制の構築を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して、健康で元気に生きがいを持って暮らすことができ、たとえ介護や生活支援が必要となっても、地域全体で支え合う豊かな長寿社会の構築を図るため、以下を目標に設定する。

<医療分>

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

本県の病床を機能別にみると、急性期機能を担う病床の占める割合が多い一方で、回復期機能を担う病床の割合が少ない現状にある。さらなる高齢化に伴う医療需要の変化に対応していくためには、急性期から回復期への病床機能の転換等が課題である。

そのため、本年度策定した地域医療構想の達成の推進を図るために設置する各構想区域の「協議の場」において、各区域の現状と課題を関係者で共有し、急性期から回復期への転換などを適切に行っていく。

【定量的な目標値】

- ・平成28年度基金を活用して実施する病床の整備等

回復期 整備予定 173 床／令和7年までの必要量 1,907 床

全病床 削減予定 248 床／令和7年までの削減量 3,108 床

② 居宅等における医療の提供に関する目標

平成26年度計画及び平成27年度計画に基づき、訪問診療を行う医師等の在宅医療従事者確保や容体急変時の入院対応等の在宅医療提供体制の構築に向けた取り組み、在宅歯科診療の推進に向けた取り組みを継続しているところである。これらの取組みに加え、本年度計画においては、回復期病床から在宅医療へ円滑に移行する、切れ目のない医療提供体制の構築を推進する。

【定量的な目標値】

- ・在宅療養支援診療所 100 施設増
- ・チームで在宅医療等を実施する地域密着型協力病院 40 施設指定
- ・退院支援看護師研修 受講者 40 名

④ 医療従事者の確保に関する目標

本県の人口 10 万人対医師数は全国平均を上回っているものの、和歌山保健医療圏に医師が集中し、また、産科医、麻酔科医、小児科医が不足している状況にある。

これらの課題を解決するための取組みを進め、卒後の研修体制を整備するなど積極的かつ安定的な医師確保に取り組むとともに、看護師、歯科衛生士等医療従事者の養成、確保についても、引き続き、取組みを進めていく。

また、各医療圏の適切な救急医療の確保及び高度救急医療の維持を図るための遠隔医療導入の検討を行う。

【定量的な目標値】

- ・医師臨床研修マッチング率向上 76.4% → 90%
- ・看護師等免許保有者の届出数 2,400 人
- ・歯科衛生士就業者の増 862 人 → 900 人

<介護分>

③ 介護施設等の整備に関する目標

既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修費用を支援する。

【定量的な目標値】

- ・改修床数 185 床

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

介護職員の増加（500 人）を目標とする。

目標の達成に向け、県内の労働市場の動向も踏まえ、特に高校生や介護現場へ新たに参入した者への介護資格取得支援や、県内の小、中、高校生に対する介護のイメージアップ及び福祉・介護職員のスキルアップを支援することにより定着の促進を図る。

【定量的な目標値】

- ・令和 7 年度に和歌山県で不足される介護職員 4,187 名の確保

介護人材確保対策については、P D C Aサイクルのもと、毎年継続的な改善を図るため、介護事業関係者などで構成する「介護職員確保対策支援協議会」を平成 27 年 6 月に設置しており、具体的な検討を推進する。

2. 計画期間

平成28年4月1日～令和5年3月31日

□ 和歌山県全体（達成状況）

< 医療分 >

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

1) 目標の達成状況

- ・和歌山県における病床数

全病床（一般病床及び療養病床）

12,540 床（平成 26 年度）→ 11,627 床（令和 2 年度）

うち回復期病床

1,171 床（平成 26 年度）→ 2,358 床（令和 2 年度）

2) 見解

地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業については、平成28年度に和歌山県地域医療構想を策定し、その構想の達成に向け、取り組みを進めている。各区域における地域医療構想調整会議において議論し、医療関係者の相互の理解及び協力の下、医療機能の分化・連携を支援している。

3) 改善の方向性

今後も引き続き、地域医療構想を達成し、適切かつ質の高い医療提供体制を整備するため、医療機能の分化・連携や設備整備等を支援していく。

4) 目標の継続状況

令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。

令和 3 年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

1) 目標の達成状況

< 事業期間：平成 30 年度まで >

- ・新たに在宅療養支援診療所となった施設

平成 28 年度 3 施設、平成 29 年度 1 施設、平成 30 年度 8 施設

- ・地域密着型協力病院の指定を受けた施設
平成 28 年度 9 施設、平成 29 年度 11 施設、平成 30 年度 3 施設
 - ・退院支援看護師研修の受講者
平成28年度40名、平成29年度39名、平成30年度47名
- <事業機関：令和2年度まで>
- ・協議の場への医療的ケア児等コーディネーターの配置
0人（令和元年度）→ 1人（令和2年度）

2) 見解

居宅等における医療の提供に関する事業については、在宅医療サポートセンターを設置し、在宅医療を提供する体制を整備しており、県独自の「地域密着型協力病院」の指定も進めている。

医療的ケア児等の支援に係る関係者のネットワーク構築も進み、在宅医療の提供体制が強化されてきている。

3) 改善の方向性

今後も基金を活用しながら、在宅の重症心身障害児者等の支援体制づくりなど、地域包括ケアシステムを支える人材の養成や、適切な在宅医療サービスが提供される体制の維持・強化に取り組んでいく。

4) 目標の継続状況

- 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

④ 医療従事者の確保に関する目標

1) 目標の達成状況

<事業期間：平成 28 年度まで>

- ・医師臨床研修マッチング率向上
76.4%（平成 26 年度）→ 77.9%（平成 28 年度）
- ・従事者届による看護職員数
13,820 人（平成 26 年度）→ 14,337 人（平成 28 年度）
- ・歯科衛生士就業者
862 人（平成 24 年度）→ 955 人（平成 28 年度）

<事業期間：令和 2 年度まで>

- ・研修資金や研究資金の貸与による産科医確保
1 名（令和元年度）、3 名（令和 2 年度）

2) 見解

地域において適切で質の高い医療提供体制を構築し、その強化を図るため、医師や看護職員等の医療従事者の確保はもとより、提供サービスの質の向上等も図ってきたところである。しかしながら、医師の地域偏在や看護職員不足等の問題は解消には至っていない。

3) 改善の方向性

適切な医療サービスを提供できる質の高い医療従事者を継続的に確保することから、今後も離職防止のための病院内保育所設置といった職場環境整備を進めていく。

4) 目標の継続状況

- 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

<介護分>

③ 介護施設等の整備に関する目標

1) 目標の達成状況

改修床数 301 床

2) 見解

入所者のプライバシーが確保され、安心して生活できる体制が構築された。

3) 目標の継続状況

- 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

1) 目標の達成状況

<事業期間：令和元年度まで>

介護職員 300 人／年の増加を目標とし、384 人（※）（介護サービス施設・事業所調査より（H28. 4. 1～R2. 3. 31）増加した（達成率 128%）。

※384 人の算出方法

令和2年度介護サービス施設・事業所調査をもとに算出される令和元年度都道府県別介護職員数が、令和2年10月末日時点で厚生労働省より提供がないため、過去5年間の介護職員数の伸び率の平均をもとに令和元年度和歌山県の介護職員数（推測）を算出

【計算方法】

平成25年度 19,552 人→平成26年度 19,557 人 伸び率 1.00025%

平成 26 年度 19,557 人→平成 27 年度 20,487 人 伸び率 1.04755%

平成 27 年度 20,487 人→平成 28 年度 20,521 人 伸び率 1.00165%

平成 28 年度 20,521 人→平成 29 年度 21,092 人 伸び率 1.02782%

平成 29 年度 21,092 人→平成 30 年度 21,883 人 伸び率 1.03750%

→過去 5 年間の伸び率平均 1.02295% (5.11477/5)

平成 30 年度 21,883 人×過去 5 年間の伸び率平均 1.02295% = 令和元年度 22,385 人

(令和元年度 22,385 人 - 平成 27 年度 20,487 人) ÷ 4 = **384 人**

2) 見解

介護職員数においては、目標を達成し、当該計画事業の実施により介護人材確保に関して、一定の事業効果があったと考えられる。

3) 改善の方向性

更なる職員数の増加を目指し、高校生の介護分野への入職促進をより一層図るため、県、県福祉人材センター、及び県老人福祉施設協議会が一体となって、就職率が高い地域の高等学校を直接訪問することにより、在学中の介護職員初任者研修課程の取得促進や職場体験等の参加者増を図る。

また、就職相談会や介護未経験者向けの研修会について、周知方法や開催場所・時期等を試行錯誤するとともに、ハローワークと県福祉人材センター等関係者間の情報連携を強化することや研修等の既受講者に対し、改めて就職相談会への参加を呼びかけることで、就職マッチング数の増加を図る。

上記のような取組を行うことで更なる介護職員数の増加を図っていく。

4) 目標の継続状況

- 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 区域ごとの目標と計画期間

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

各圏域における回復期病床が、将来の必要量との比較において不足していることから、急性期病床等からの機能転換を促進する。

回復期病床数

和歌山保健医療圏	622 床 (平成 27 年)	→	1,836 床 (令和 7 年)
那賀保健医療圏	198 床 (平成 27 年)	→	261 床 (令和 7 年)
橋本保健医療圏	171 床 (平成 27 年)	→	327 床 (令和 7 年)
有田保健医療圏	85 床 (平成 27 年)	→	148 床 (令和 7 年)

御坊保健医療圏	97床（平成27年）	→	191床（令和7年）
田辺保健医療圏	171床（平成27年）	→	340床（令和7年）
新宮保健医療圏	64床（平成27年）	→	212床（令和7年）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

④ 医療従事者の確保に関する目標

和歌山県全体の目標を達成できるよう、圏域内の在宅医療提供体制の構築・強化を促進するとともに、圏域内の適切な医療を提供できる体制を支える医療従事者の育成・確保を促進する。

2. 計画期間

和歌山県全体と同じ。

□ 区域ごとの達成状況

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

回復期病床数

和歌山保健医療圏	622床（平成27年）	→	1,087床（令和2年）
那賀保健医療圏	198床（平成27年）	→	274床（令和2年）
橋本保健医療圏	171床（平成27年）	→	186床（令和2年）
有田保健医療圏	85床（平成27年）	→	233床（令和2年）
御坊保健医療圏	97床（平成27年）	→	123床（令和2年）
田辺保健医療圏	171床（平成27年）	→	345床（令和2年）
新宮保健医療圏	64床（平成27年）	→	110床（令和2年）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

④ 医療従事者の確保に関する目標

和歌山県全体と同じ。

2) 見解

3) 改善の方向性

和歌山県全体と同じ。

3. 事業の実施状況（医療分）

平成28年度和歌山県計画に規定した事業について、令和2年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	1. 地域医療構想の実現に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO. 1】 病床機能の分化・連携のための施設設備整備等	【総事業費】 990,780千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	医療機関、和歌山県	
事業の期間	平成28年度医療介護提供体制改革推進交付金内示後～令和5年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>高度急性期から急性期、回復期、慢性期まで、医療機能の分化・連携を促進し、患者が状態に見合った病床でその状態にふさわしい医療を受ける体制を構築する必要がある。</p> <p>アウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想において必要となる病床数 全病床（一般病床及び療養病床） 12,614床（平成27年度）→9,506床（令和7年度） うち回復期病床 1,408床（平成27年度）→3,315床（令和7年度） ・必要整備量に対する平成28年度基金での整備予定数 （整備予定数）／（令和7年の必要量－平成27年病床機能報告） 病床削減 △248床／△3,108床 回復期整備 173床／1,907床 	
事業の内容（当初計画）	高度急性期から回復期、在宅医療に至るまで、将来の医療需要にふさわしいバランスの取れた病床再編を行うため、各医療機関の病床機能報告データ等の各種データを集約し、病院等の関係者での情報共有を図るとともに、急性期から回復期への病床機能の転換等を行う医療機関への補助を通じ、病床機能の分化・連携を促進する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	地域医療構想において必要となる病床数のうち、平成28年度基金を活用して整備等を行うもの ・回復期 173床整備、全病床 248床削減	
アウトプット指標（達成値）	各医療機関の病床機能報告データをはじめとした各種データを集約、分析し、医療機関で情報共有するシステムを整備した。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ・全病床（一般病床及び療養病床） 12,614床（平成27年度）→11,627床（令和2年度） ・回復期病床 1,408床（平成27年度）→2,358床（令和2年度）	

	<p>(1) 事業の有効性 医療関係者が病床機能の分化・連携の具体的な取組を始めるための基礎となる、各構想区域内で医療機能に係るデータ共有が可能となる環境の整備ができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 既存の医療関係システムとの一元管理を実現することで、多様なデータの整理を効率的にできるようになった。</p>
その他	

事業の区分	1. 地域医療構想の実現に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO. 2】 がん診療施設設備整備	【総事業費】 375,484 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 28 年度医療介護提供体制改革推進交付金内示後～令和 3 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>現在、本県において高い死亡率にある「がん」の医療を行う医療機関の設備の高度化を支援することで、地域医療構想に定める質の高い医療を提供する体制を構築し、がん死亡率を低下させる必要がある。</p> <p>アウトカム指標： 年齢調整死亡率 82.2 (H29) →77.9 (H29) →71.6 (R02)</p>	
事業の内容（当初計画）	がん診療及び治療を行う病院の設備整備について、補助を行う	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> 医療機器整備を行う病院数 平成 28 年度 10 箇所 令和元年度以降 各 6 箇所 	
アウトプット指標（達成値）	<p>医療機器整備を行った病院数 平成 28 年度 9 箇所、令和元年度 8 箇所、 令和 2 年度 7 箇所</p>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 年齢調整死亡率（75 歳未満） 82.2 (H26) → 75.6 (R01)</p> <p>(1) 事業の有効性 がん（悪性新生物）による死亡率が全国で 8 位（出典：国立がん研究センターがん情報サービス[令和元年がん登録・統計]）であり、ここ数年も高率、高い順位で推移している本県において、予防施策等と合わせて行うがん治療を実施する医療施設の設備整備を支援し、がん治療の体制整備を図ることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 設備整備にあたって、各医療機関において入札等を実施することにより、コストの低下を図った。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 5】 重症心身障害児者等在宅医療等連携体制整備	【総事業費】 151,497千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県	
事業の期間	平成28年4月1日～令和4年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p><平成30年度まで> 医療的ケア対応可能な訪問看護ステーションの割合は全体の40%未満と低く、在宅の重症心身障害児者等に対し必要な医療・福祉サービス等が提供され、地域で安心して療養できる医療連携体制の整備が必要。</p> <p><令和元年度以降> 医療的ケア児等が全国的に増加しているが、地域で在宅医療を受けながら安心して生活するための社会資源や支援者の連携体制が十分ではないため、支援に関係する機関の連携体制構築と支援に携わる者の人材育成が必要。</p> <p>アウトカム指標： <平成30年度まで> 平成30年度末までに医療的ケア対応可能な訪問看護ステーションの割合を増加（現状40%弱→50%）</p> <p><令和元年度> 医療的ケア児等の支援に関係する医療・保健・障害福祉・保育・教育の関係者が一堂に会する協議会等を設置し、連携する体制を、令和元年度中に県内8つの障害福祉圏域全てに構築する。</p> <p><令和2年度以降> 医療的ケア児等の協議の場（県下9か所）に医療的ケア児等コーディネーターを配置する。 0人（令和元年度）→9人（令和5年度）</p>	
事業の内容（当初計画）	<p><平成30年度まで></p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅の重症心身障害児者等が身近な地域でリハビリや相談を受けられる事業（以下「在宅支援訪問リハビリ等」という。）及び障害児者支援を行う事業者や施設の職員にリハビリ等の技術指導を行う事業（以下「施設支援一般指導」という。） 各関係機関と連携を図り、重症心身障害児者等の在宅医療支援を整備する事業 <p><令和元年度以降></p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅支援訪問リハビリ等及び施設支援一般指導事業 職種間の連携によって社会資源の拡充や課題解決を図り、重症心身障害児者等が在宅医療を受けながら地域で安心して生活できるよう、関係者による協議の場を設置する。 医療的ケアの基礎知識や医療ニーズに配慮しながら、職種間連携による支援体制づくりに関する研修を行い、支援に携わる人材を養成する。 	

<p>アウトプット指標（当初の目標値）</p>	<p><平成 30 年度まで></p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅支援訪問リハビリ等及び施設支援一般指導を合計年 4,000 回以上実施 ・有田・日高圏域で重症心身障害児者等の在宅医療支援に関する検討会を設立 <p><令和元年度以降></p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅支援訪問リハビリ等及び施設支援一般指導を合計年 4,000 回以上実施 ・県及び各圏域に、関係機関が連携を図り、重症心身障害児者等の在宅生活を支援するための「協議の場」を設置する。 ・医療的ケア児等を支援する者と支援をコーディネートする者を、合計年 100 人養成する。
<p>アウトプット指標（達成値）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅支援訪問リハビリ等及び施設支援一般指導（令和元年度）5,481 回、（令和 2 年度）4,767 回 ・医療的ケア児等に関する協議の場を、県及び 8 圏域全てに設置 ・医療的ケア児等の支援者、コーディネーターの養成（令和元年度）67 人、（令和 2 年度）42 人
<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 協議の場への医療的ケア児等コーディネーターを配置 0 人（令和元年度）→ 1 人（令和 2 年度）</p> <p>（1）事業の有効性 医療的ケア児等の支援に係る関係者のネットワークを構築することができ、各圏域内において、基幹病院から退院してくる医療的ケア児等の情報交換、必要な社会資源の共通理解を持つことができるようになった。</p> <p>（2）事業の効率性 研修実施について、医療的ケア児等への関わりの深い法人へ委託することにより、講師の確保等において効率的に事業を実施することができた。</p>
<p>その他</p>	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 15】 産科医師確保対策	【総事業費】 16,927 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	和歌山県	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>県内産科医師の不足と分娩取扱病院における産科医師の負担増を解消するため、産科医師の確保を図ることが必要。</p> <p>アウトカム指標： 県内公的病院産科医師数 令和 2 年度までに 7 名の増（平成 28 年 4 月現在 54 名）</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>県内公的病院で新たに分娩を取り扱う診療業務に従事しようとする医師（臨床研修終了後の若手医師、県外の産婦人科医師）に対し、返還免除付きの研修資金又は研究資金の貸与や、本県産科医療を県内外に P R する。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修・研究資金の貸与者 令和 2 年度末までに 7 名	
アウトプット指標（達成値）	研修・研究資金の貸与者数 （令和元年度）研修資金 1 名、（令和 2 年度）研修資金 3 名	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 県内公的病院の産科医師数 51 名（令和 3 年 4 月）</p> <p>（1）事業の有効性 資金貸与制度について、県内分娩取扱病院で 4 年間勤務することを返還免除条件とすることにより、県内の産科医を一定数確保することができた。</p> <p>（2）事業の効率性 P R にウェブを用いることにより、県内外の研修医及び産婦人科医師に対し、幅広く本県産科医療の取組を周知することができた。</p>	
その他		

3. 事業の実施状況（介護分）

平成 28 年度和歌山県計画に規定した事業について、令和 2 年度終了時における事業の実施状況を記載。

（事業区分 3：介護施設等の整備に関する事業）

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	【NO.1（介護分）】 和歌山県介護施設等整備事業	【総事業費】 － 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	市町村、法人	
事業の期間	平成 28 年度医療介護提供体制改革推進交付金内示後 ～令和 4 年 3 月 31 日 ■継続 / □終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：介護サービスの改善が行われた床数 185 床	
事業の内容（当初計画）	介護サービスの改善を図るため、既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修に対して支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	改修床数 185 床	
アウトプット指標（達成値）	<平成28年度> ・改修床数 237床 <平成29年度> ・改修床数 64床	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 介護サービスの改善が行われた床数 301 床 達成率 163%	
	(1) 事業の有効性 多床室を仕切ることで入所者のプライバシーが確保さ	

	<p>れ、周囲の人を気にせず、安心して生活できる体制の構築が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>県が改修基準を作成し、事業者に周知したことにより、整備において、効率的に、高齢者が安全かつ円滑に利用するための質を確保することができている。</p>
その他	